

令和4年度 甲佐町職員採用試験

一次試験

期 日：9月18日（日）
場 所：県立御船高等学校
申込受付：7月25日（月）～8月12日（金）

■資格区分および採用予定人数

区 分	職 種	採用 予 定 人 数	受 験 資 格
高等学校卒業程度	一般事務	2人程度	平成4年4月2日～平成17年4月1日に生れた者

※受験資格……①日本国籍を有する人 ②地方公務員法第16条各号に当てはまらない人

■町職員を募集します

町では、令和5年4月1日

採用予定の職員を募集します。

▼申し込み方法

①持参または郵送

郵送の場合は、町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口に提出してください。

②インターネット（電子申請）

町公式ウェブサイトの試験案内「インターネット操作方法」を熟読ください。

▼申し込み受付期間

7月25日（月）～8月12日（金）

※郵送の場合は消印有効です。※インターネットの場合は、8月12日（金）午後5時までに正常に到達したものに限り有効です。

▼一次試験内容

・教養試験（一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈）

・適性検査（作業能力および職務への適応性）

・作文試験

・二次試験内容

個人面接ほか

お問い合わせ先

町総務課
096・234・1140
（内線221）

先輩の声



令和2年度入庁
農政課
井上将理さん
（西寒野区）

経営係の一員として、農家の皆さんのサポートをしています。

祖父母が米やみかんを生産していたこともあり、子どもの頃から農業は身近なものでした。甲佐の田園風景は、私が守りたいふるさとそのものです。この景色を守り継ぐ農家の皆さんに少しでも恩返しできればと思います。

あなたも町職員として、甲佐の未来のために働いてみませんか。

後期高齢者医療制度の 被保険者証の変更や保険料などについて

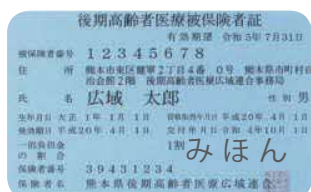
10月1日から2割負担区分 が新設されます

後期高齢者医療保険制度の見直しにより、10月1日（土）から新たに窓口での2割負担区分が新設されます。これに伴い、令和4年度は保険証を2回交付します。新しい保険証に記載してある窓口負担割合は、令和4年度の住民税の課税所得を基に判定しています。

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」（黄色）の有効期限は7月31日（日）です。現在の被保険者証は、8月1日（月）以降に処分するか、町住民生活課まで返却してください。

8月1日（月）から使用できる被保険者証（オレンジ色）は、7月中に簡易書留にて郵送します。有効期限は9月30日（金）です。

新制度に対



▲新制度に対応した新しい保険証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）も、7月31日（日）に有効期限を迎えます。8月1日（月）以降も引き続き該当する人には、被保険者証と併せて送ります。

令和4年度の保険料が決定

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、前年の所得を基に、4月1日時点の世帯構成により決定されます。保険料額は、均等割額（5万4000円）と所得割額（基礎控除後の所得額の10・26％）を合計した金額で、年額66万円が上限額です。

保険料の軽減について

所得の低い人は、保険料の均等割額が軽減される場合があります。均等割額の軽減は、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額を基に計算します。

また、後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、資格取得後2年間は均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

決定通知書の送付について

保険料の徴収は、7月から始まります。7月中旬に、被保険者の皆さんに「令和4年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します。通知書に保険料や徴収方法などを記載していますので、記載内容を確認いただき、期限内の納付をお願いします。

お問い合わせ先

町住民生活課

096・234・1113

（内線107）

医療費の自己負担限度額（月額）

負担割合	所得区分	自己負担限度額		入院時の食事代 （1食あたり）
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ （住民税課税所得 690万円以上の人）	25万2600円＋（総医療費－84万2000円）×1％ ＜4回目以降 14万100円＞※1		460円 指定難病患者の人などは 260円の場合もあります
	現役並み所得者Ⅱ （住民税課税所得 380万円以上の人）	16万7400円＋（総医療費－55万8000円）×1％ ＜4回目以降 9万3000円＞※1		
	現役並み所得者Ⅰ （住民税課税所得 145万円以上の人）	8万100円＋（総医療費－26万7000円）×1％ ＜4回目以降 4万4400円＞※1		
2割	一般Ⅱ （令和4年10月1日から適用）	1万8000円※2 （年間上限14万4000円）	5万7600円	
1割	一般Ⅰ		4回目以降4万4400円※1	
	区分Ⅱ※3	8000円	2万4600円	過去12カ月で90日までの入院 210円 過去12カ月で91日目からの入院 160円
	区分Ⅰ※4	8000円	1万5000円	100円

※1 過去12カ月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は＜＞内の金額となります。

※2 1万8000円または{6000円＋（医療費－3万円）×10％}の低い方を適用

※3 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）

※4 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費や控除額（年金所得金額から80万円（給与所得がある場合は給与所得金額から10万円））を差し引いたときに0円となる人